

様式第1号（第4条関係）

高砂市長様

申請年月日 年 月 日

高砂市移住支援金交付申請書

高砂市移住支援金交付要綱に基づき、支援金の交付を申請します。

1 申請者

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない。）	人
移住支援金の種類		就業・専門人材		テレワーク	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
		関係人口		起業		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「兵庫県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
別紙3「兵庫県移住支援事業に係る申請要件」に記載された内容について		A. 該当する		B. 該当しない
申請日から5年以上継続して、高砂市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（テレワークの場合のみ記載） 高砂市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である
（関係人口の場合のみ記載） 別紙4「兵庫県移住支援事業に係る関係人口の申請要件」に記載された内容について		A. 該当する		B. 該当しない

※ 各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 高砂市に移住する直前の住所（転出元）・現住所（高砂市）への転入日

転出元住所	〒
転入日	

（裏面あり）

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴  
 ※直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ( )

(次ページ 添付書類のご案内)

<添付書類>

**【全ての方】**

- ①写真付き身分証明書（提示により本人確認ができる書類）
- ②移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）
- ③移住先の住民票（高砂市での住所、転入日が確認できるもの）
- ④誓約書（様式第3号）
- ⑤調査同意書（様式第4号）

**【東京23区への通勤者であった方】**

- ①東京23区で通勤していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間が確認できる書類）
- ②雇用保険被保険者証の写し等（雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

**【東京23区に通勤していた法人経営者であった方】**

- ①履歴事項全部証明書等（移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類）
- ※（上記提出不可の場合）業務委託契約書、法人設立届出書の控え（税務署の受付印があるもの）、法人税の納税証明書等（必要に応じて複数年度分）

**【東京23区に通勤していた個人事業主であった方】**

- ①開業届の写し等（移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類）
- ※（上記提出不可の場合）業務委託契約書、納税証明書等（必要に応じて複数年度分）

**【東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者であった方】**

- ①卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
- ②東京23区で勤務していた企業等の就業証明書（移住元での在勤地、在勤期間が確認できる書類）
- ③雇用保険被保険者証の写し等（雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

**【世帯向けの金額を申請する場合】**

移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

**【移住支援金（就業）の場合】**

就業先企業等の就業証明書（移住後に証明された、応募日や雇用形態等を確認できる書類）（様式第2号-1）

**【移住支援金（テレワーク）の場合】**

1 企業に雇用されている方

所属先企業等の就業証明書（移住後に証明された、自己の意思等を確認できる書類）（様式第2号-2）

2 法人経営者

①所属先企業等の就業証明書（移住後に証明された書類）（様式第2号-2）

②履歴事項全部証明書

3 個人事業主

①就業証明書、就業時間の証明書（移住後に本人が証明した書類）（様式第2号-2）

②業務委託契約書等（移住後に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）

③開業届の写し又は確定申告書の写し

④申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類

（売上台帳の該当部分、通常の入金記録及び請求書の写し、確定申告書の写し※等）

※確定申告に必要な帳簿や売上記録などの写しを含む。

（例）総勘定元帳、売上台帳、収支内訳書、請求書や領収書の写しなど、売上や収支の状況が確認できる書類。

**【移住支援金（関係人口）の場合】**

①関係人口要件に係る認定申請書（様式第2号-3）

②関係人口要件に係る認定申請書（様式第2号-3）で定める各該当要件に応じた書類

③就業先企業等の就業証明書（移住後に証明された勤務先住所、雇用形態等を確認できる書類）（様式第2号-4）

**【移住支援金（起業）の場合】**

起業家支援事業（社会的事業枠）交付決定通知書の写し

高砂市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 兵庫県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、兵庫県及び高砂市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、高砂市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合、又は不正な手段により支援金の交付を受けた場合：全額
  - (2) 移住支援金の申請日から3年未満で高砂市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - (3) 兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
  - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に高砂市以外の市区町村に転出した場合：半額  
  
(就業の場合のみ)
  - (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

ただし、2(2)及び(4)について、高砂市から県内の他の事業実施市町(西宮市においては西宮市北部地域(西宮市支所設置条例における塩瀬支所及び山口支所の所管区域))へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

(様式第 1 号別紙 2)

### 兵庫県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

兵庫県及び高砂市は、兵庫県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、兵庫県及び高砂市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

兵庫県移住支援事業（高砂市移住支援金）に係る申請要件

兵庫県移住支援事業（高砂市移住支援金（以下「支援金」という。）」の申請に当たっては、次の（１）、（２）及び（３）の全てに該当している必要があります。

（１）次に掲げる事項の全てに該当している。

- ア 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住していたこと、又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち政令指定都市を除く市町村及び平成 22 年国勢調査から令和 2 年国勢調査の人口減少が 10% 以上の市町村のうち政令指定都市を除く市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- イ 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住していたこと、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 ヶ月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。）
- ウ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も修業年限を上限（ただし、高等専門学校は 2 年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（２）次に掲げる事項の全てに該当している。

- ア 平成 31 年 4 月 1 日以降に転入したこと。
- イ 支援金の申請時において、転入後 1 年以内であること。ただし、当該年度の国の交付決定前であったことにより、転入後 1 年以内に支援金の申請を行うことができなかった場合には、国の交付決定の日から受付日数（当該年度の 4 月 1 日から転入後 1 年となる日までの日数をいう。）までの間は、申請を受け付けることができるものとする。
- ウ 市内に、支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

（３）次に掲げる事項の全てに該当している。

- ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- イ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ 申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、兵庫県及び高砂市が認める場合を除く。

エ その他兵庫県又は市が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

(様式第1号別紙4)

兵庫県移住支援事業（高砂市移住支援金）に係る関係人口の申請要件

兵庫県移住支援事業（高砂市移住支援金（以下「支援金」という。）」の申請に当たっては、下記（1）から（2）の全てに該当している必要があります。

（1）関係人口に関する要件

高砂市の関係人口として（ア）の要件を満たし、かつ、（イ）の要件を満たしていること。

（ア） 関係人口の範囲 次のa及びbに該当すること。

a 転入時の年齢が40歳未満の者

b 次に掲げる事項のいずれかに該当すること

（a） 転入日より前に、本人又は配偶者が高砂市に通算1年以上住民登録していた者

（b） 転入日より前に、3親等以内の親族が高砂市に通算1年以上住民登録している又は住民登録していた者

（c） 高砂市に所在する学校に在学していた者

（2）就業に関する要件

次のa又はbに該当すること。

a 農林水産業、家業（3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等）を含む兵庫県内の事業所に新たに就職した者（※転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること）で週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している者

b 兵庫県内で個人事業を開業又は法人の設立・移転を行った者